

財務諸表

■貸借対照表

(単位：百万円)

	前事業年度末 (平成22年3月31日)	当事業年度末 (平成23年3月31日)
(資産の部)		
現金預け金	19,513	49,806
現金	15,176	19,022
預け金 ※7	4,336	30,784
コールローン	30,000	15,000
買入金銭債権	31	28
有価証券 ※1,7,13	218,262	231,497
国債	63,292	55,037
地方債	26,047	49,443
社債	85,071	91,986
株式	11,526	9,155
その他の証券	32,324	25,872
貸出金 ※2,3,4,5,8	512,957	489,444
割引手形 ※6	3,951	3,209
手形貸付	19,280	19,698
証書貸付	451,579	428,832
当座貸越	38,146	37,705
外国為替	145	173
外国他店預け	145	173
その他資産	3,355	3,837
前払費用	58	56
未収収益	1,205	1,035
その他の資産 ※7	2,091	2,745
有形固定資産 ※10,11	10,296	9,908
建物	2,717	2,606
土地 ※9	6,245	6,155
リース資産	25	33
建設仮勘定	14	110
その他の有形固定資産	1,294	1,001
無形固定資産	273	306
ソフトウェア	214	247
その他の無形固定資産	58	58
繰延税金資産	2,968	974
支払承諾見返	2,170	1,967
貸倒引当金	△3,761	△6,814
投資損失引当金	△86	△133
資産の部合計	796,126	795,997

	前事業年度末 (平成22年3月31日)	当事業年度末 (平成23年3月31日)
(負債の部)		
預金	724,010	727,562
当座預金	11,287	12,291
普通預金	332,426	345,093
貯蓄預金	10,201	9,793
通知預金	473	394
定期預金	358,408	351,738
定期積金	5,704	5,341
その他の預金	5,508	2,910
譲渡性預金	33,810	40,600
借入金	10,226	9,007
借入金 ※12	10,226	9,007
外国為替	0	0
未払外国為替	0	0
その他負債	2,312	2,550
未払法人税等	40	22
未払費用	1,146	1,179
前受収益	292	248
従業員預り金	204	208
給付補てん備金	4	2
金融派生商品	176	61
リース債務	26	37
資産除去債務	—	36
その他の負債	421	752
賞与引当金	114	—
退職給付引当金	118	97
役員退職慰労引当金	143	—
睡眠預金払戻損失引当金	91	75
偶発損失引当金	139	126
再評価に係る繰延税金負債 ※9	1,324	1,299
支払承諾	2,170	1,967
負債の部合計	774,462	783,288
(純資産の部)		
資本金	7,485	7,485
資本剰余金	5,875	5,875
資本準備金	5,875	5,875
利益剰余金	6,539	△632
利益準備金	1,609	1,609
その他利益剰余金	4,929	△2,242
別途積立金	3,907	4,407
繰越利益剰余金	1,021	△6,650
自己株式	△63	△64
株主資本合計	19,836	12,662
他有価証券評価差額金	228	△1,517
土地再評価差額金 ※9	1,599	1,563
評価・換算差額等合計	1,827	46
純資産の部合計	21,664	12,708
負債及び純資産の部合計	796,126	795,997

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

財務諸表

■損益計算書

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	当事業年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
経常収益	16,727	15,658
資金運用収益	13,552	12,711
貸出金利息	11,023	10,337
有価証券利息配当金	2,399	2,302
コールローン利息	78	69
預け金利息	2	1
その他の受入利息	47	0
役員取引等収益	2,055	2,129
受入為替手数料	864	833
その他の役員収益	1,190	1,296
その他業務収益	629	517
外国為替売買益	—	0
商品有価証券売買益	0	2
国債等債券売却益	198	398
金融派生商品収益	429	115
その他の業務収益	0	—
その他経常収益	491	299
株式等売却益	96	36
その他の経常収益 ※1	394	263
経常費用	15,119	17,279
資金調達費用	1,752	1,337
預金利息	1,324	859
譲渡性預金利息	50	70
コールマネー利息	0	0
借入金利息	247	218
金利スワップ支払利息	121	185
その他の支払利息	7	3
役員取引等費用	1,357	1,347
支払為替手数料	151	148
その他の役員費用	1,206	1,199
その他業務費用	92	2,101
外国為替売買損	3	—
国債等債券売却損	—	82
国債等債券償還損	43	369
国債等債券償却	43	1,647
その他の業務費用	2	1
営業経費	10,811	10,829
その他経常費用	1,105	1,661
貸倒引当金繰入額	478	561
貸出金償却	311	13
株式等売却損	12	28
株式等償却	42	819
その他の経常費用	260	239
経常利益又は経常損失 (△)	1,608	△1,621

	前事業年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	当事業年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
特別利益	39	62
固定資産処分益	0	—
償却債権取立益	39	49
偶発損失引当金戻入益	—	13
特別損失	10	3,275
固定資産処分損 ※2	7	240
減損損失 ※3	3	113
貸倒引当金繰入額 ※4	—	2,898
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	23
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	1,637	△4,834
法人税、住民税及び事業税	28	26
過年度法人税等	27	—
法人税等調整額	588	1,969
法人税等合計	643	1,995
当期純利益又は当期純損失 (△)	993	△6,829

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

■株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	当事業年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
株主資本		
資本金		
前期末残高	7,485	7,485
当期変動額	—	—
当期変動額合計	—	—
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	5,875	5,875
当期変動額	—	—
当期変動額合計	—	—
資本剰余金合計		
前期末残高	5,875	5,875
当期変動額	—	—
当期変動額合計	—	—
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	1,609	1,609
当期変動額	—	—
当期変動額合計	—	—
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	4,057	3,907
当期変動額		
別途積立金の取崩	△150	—
別途積立金の積立	—	500
当期変動額合計	△150	500
当期末残高	3,907	4,407
繰越利益剰余金		
前期末残高	67	1,021
当期変動額		
剰余金の配当	△189	△378
別途積立金の取崩	150	—
別途積立金の積立	—	△500
当期純利益又は当期純損失(△)	993	△6,829
土地再評価差額金の取崩	—	35
当期変動額合計	954	△7,672
当期末残高	1,021	△6,650
利益剰余金合計		
前期末残高	5,735	6,539
当期変動額		
剰余金の配当	△189	△378
別途積立金の取崩	—	—
別途積立金の積立	—	—
当期純利益又は当期純損失(△)	993	△6,829
土地再評価差額金の取崩	—	35
当期変動額合計	804	△7,172
当期末残高	6,539	△632
自己株式		
前期末残高	△62	△63
当期変動額		
自己株式の取得	△1	△1
当期変動額合計	△1	△1
当期末残高	△63	△64
株主資本合計		
前期末残高	19,033	19,836
当期変動額		
剰余金の配当	△189	△378
当期純利益又は当期純損失(△)	993	△6,829
自己株式の取得	△1	△1
土地再評価差額金の取崩	—	35
当期変動額合計	802	△7,173
当期末残高	19,836	12,662

	前事業年度 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	当事業年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△3,858	228
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,087	△1,746
当期変動額合計	4,087	△1,746
当期末残高	228	△1,517
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	△0	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	0	—
当期変動額合計	0	—
当期末残高	—	—
土地再評価差額金		
前期末残高	1,599	1,599
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	△35
当期変動額合計	—	△35
当期末残高	1,599	1,563
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△2,259	1,827
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,087	△1,781
当期変動額合計	4,087	△1,781
当期末残高	1,827	46
純資産合計		
前期末残高	16,774	21,664
当期変動額		
剰余金の配当	△189	△378
当期純利益又は当期純損失(△)	993	△6,829
自己株式の取得	△1	△1
土地再評価差額金の取崩	—	35
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,087	△1,781
当期変動額合計	4,890	△8,955
当期末残高	21,664	12,708

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

財務諸表

■財務諸表

財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。
銀行法第20条第1項の規定により作成した書類については、会社法による会計監査人の監査を受けております。

■重要な会計方針

- 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は時価法により行っております。
- 固定資産の減価償却の方法
 - (1)有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物：2年～50年
その他：2年～20年
 - (2)無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (3)リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 引当金の計上基準
 - (1)貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,539百万円であります。
(追加情報)
平成23年3月11日に発生した東日本大震災（以下「大震災」という）の影響により、多くの債務者について、連絡がとれない、あるいはその実態把握や担保物件の確認等が一時的に困難な状況となっております。そのような債務者に係る債権に關しましては、期末日までに把握している情報に基づき自己査定を行っております。また、一時的に再評価・実査が困難な担保物件は、期末日までに把握している評価額又はそれから推定毀損額を控除した評価額で自己査定を行っております。
以上の自己査定に基づいて、破綻先・実質破綻先・破綻懸念先以外に係る債権については、地域等に基づいて被害が甚大と想定される債務者に係る債権及びそれ以外の債権にグループピングを行い、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に将来の損失発生見込に係る一定の修正を加えたグループ毎の予想損失率に基づき貸倒引当金を計上しております。
 - (2)投資損失引当金
投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
 - (3)賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - (4)退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

す。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日から費用処理

- なお、会計基準変更時差異（2,385百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。
- (5)睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。
 - (6)偶発損失引当金
偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。
 - リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
 - ヘッジ会計の方法
 - (イ)金利リスク・ヘッジ
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）注14により、金利スワップ取引に係る金銭の受払の純額等を当該資産等に係る利息に加減して処理しております。
 - (ロ)為替変動リスク・ヘッジ
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
 - 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

■会計方針の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当事業年度から、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。
これにより、経常損失は1百万円、税引前当期純損失は26百万円増加しております。

■追加情報

(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格の時価とみなせない状態にあると判断し、当事業年度末においては、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ1,481百万円増加しております。
変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

(役員退職慰労引当金)

当行は、役員退職慰労金制度の廃止に伴い、平成22年6月29日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金を打ち切り支給することを決議したため、当事業年度において打ち切り支給分の役員退職慰労引当金116百万円を取崩し、「その他の負債」に含めて表示しております。

■注記事項

(貸借対照表関係)

- *1 関係会社の株式総額 359百万円
- *2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,237百万円、延滞債権額は17,656百万円あります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- *3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は140百万円あります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- *4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は127百万円あります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は19,162百万円であります。
なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,209百万円であります。

※7 担保に供している資産は次のとおりであります。
日本銀行共通担保、為替決済担保、公金事務取扱担保、金融派生商品取引担保として、有価証券80,787百万円、預け金0百万円及びその他の資産2百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち敷金保証金は395百万円であります。
※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、131,798百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が131,798百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、興行価格補正等、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

2,377百万円
※10 有形固定資産の減価償却累計額 5,196百万円
※11 有形固定資産の圧縮記帳額 322百万円
(当事業年度圧縮記帳額 1百万円)
※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金8,000百万円が含まれております。
※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私債(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は1,260百万円あります。
14 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 9百万円

(損益計算書関係)

※1 その他の経常収益には、債権売却益5百万円を含んでおります。

※2 主な内訳は次のとおりであります。

建物除却損 120百万円

その他の有形固定資産除却損 78百万円

このうち「大震災」の影響による計上額は161百万円あります。

※3 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。
(単位:百万円)

項番	地域	用途	種類	減損損失額
1	東京都中央区	営業用店舗	建物・その他の有形固定資産	18
2	宮城県柴田郡	営業用店舗	建物・その他の有形固定資産	4
3	宮城県牡鹿郡	営業用店舗	土地・その他の有形固定資産	18
4	宮城県本吉郡	営業用店舗	土地・その他の有形固定資産	24
5	宮城県本吉郡	営業用店舗	土地・その他の有形固定資産	0
6	宮城県気仙沼市	営業用店舗	土地・その他の有形固定資産	37
7	宮城県石巻市	営業用店舗	土地	8

上記の資産のうち、項番1については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる見込みであり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないこと、項番2～7については、「大震災」の影響により処分を予定していること(項番2)、及び使用不能の状態となり、将来の使用開始の目的が立たないこと(項番3～7)から、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減額額を減損損失額として特別損失に計上しております。

資産のブルーピングは、当行の管理会計上の最小区分(営業店単位、相互

補充関係にある一部の営業店は当該ブルーピング単位、共用資産は銀行全体としてブルーピング)で行っております。

なお、処分予定資産及び使用不能資産については、個々の資産単位でブルーピングを行っております。

また、当該資産グループの回収可能価額の算定は、正味売却価額により測定しており、当行の担保評価基準に基づいた合理的な価額等に基づき行っております。

※4 特別損失における貸倒引当金繰入額は、「大震災」の影響による追加計上額であります。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	22	1	—	23	(注)
合計	22	1	—	23	

(注)当事業年度における増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

車両運搬具

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2)通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外

ファイナンス・リース取引

・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	有形固定資産	無形固定資産	合計
取得価額相当額	47百万円	1百万円	47百万円
減価償却累計額相当額	38百万円	1百万円	38百万円
期末残高相当額	8百万円	1百万円	8百万円

・未経過リース料期末残高相当額

	1年内	1年超	合計
	5百万円	3百万円	9百万円

・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 12百万円

減価償却費相当額 11百万円

支払利息相当額 0百万円

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	1年内	1年超	合計
	11百万円	0百万円	11百万円

(有価証券関係)

子会社及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	359
関連会社株式	—
合計	359

これらについては、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

財務諸表

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主なる原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金損算入限度超過額	3,402百万円
有価証券償却	1,819百万円
税務上の繰越欠損金	1,106百万円
その他有価証券評価差額金	616百万円
減損損失及び減価償却超過額	194百万円
投資損失引当金	54百万円
偶発損失引当金	51百万円
その他	272百万円
繰延税金資産小計	7,518百万円
評価性引当額	△6,391百万円
繰延税金資産合計	1,127百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△147百万円
その他	△4百万円
繰延税金負債合計	△152百万円
繰延税金資産の純額	974百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳
当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- イ 当該資産除去債務の概要
当行では、一部の店舗及び店舗外ATMについて土地又は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令又は契約で要求される法律上の義務に関して資産除去債務を計上しております。
- ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を取得から11年～50年と見積もり、割引率は1.5%～2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
- ハ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高(注)	36百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	—百万円
期末残高	36百万円

(注)当事業年度から、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用したことにより、期首時点の残高を記載しております。

(1株当たり情報)

	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり純資産額	1,679.31円
1株当たり当期純損失金額	902.34円

(注)1 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

(1) 1株当たり純資産額

	当事業年度末 (平成23年3月31日)
1株当たり純資産額	
純資産の部の合計額	12,708百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	—百万円
普通株式に係る期末の純資産額	12,708百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	7,568千株

(2) 1株当たり当期純損失金額

	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり当期純損失金額	
当期純損失	6,829百万円
普通株主に帰属しない金額	—百万円
普通株式に係る当期純損失	6,829百万円
普通株式の期中平均株式数	7,568千株

2 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がない、また、当事業年度は純損失が計上されているので記載しておりません。

(重要な後発事象)

(連結子会社の吸収合併)

平成22年6月29日開催の第89回定時株主総会において、関係官庁の許認可を得られることを条件として、平成23年4月1日を合併期日として当行100%連結子会社である仙銀カード株式会社を当行に吸収合併することを決定いたしました。その後、平成23年2月1日付で関係当局の認可を取得し、当初の予定どおり平成23年4月1日を効力発生日として吸収合併を実施いたしました。

1 結合当事業企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事業企業の名称及びその事業の内容

- ① 結合企業 名称 株式会社仙台銀行(当行)
- ② 被結合企業 名称 仙銀カード株式会社

事業の内容 クレジットカード業務

(2) 企業結合の法的形式

株式会社仙台銀行を存続会社、仙銀カード株式会社を消滅会社とする吸収合併

(3) 結合後企業の名称

株式会社仙台銀行

(4) 取引の目的を含む取引の概要

当行と仙銀カード株式会社において重複しているクレジットカード業務を当行に集約することにより、当行グループ全体のクレジットカード業務の営業力強化と効率化を図ります。

2 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定であります。

(金融機能強化法に基づく公的資金の申請検討開始)

平成23年4月11日開催の取締役会において、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律(以下「金融機能強化法」という)」に基づく国の資本参加の申請(以下「公的資金の申請」という)に向けた検討を開始することを決定いたしました。

1 公的資金の申請を検討する理由

平成23年3月11日に発生いたしました「大震災」により、当行が営業基盤としております宮城県においては、過去にない規模の甚大な被害がもたらされました。当行は、今後、被災された中小企業等のお客様に対し十分な金融仲介機能を提供し、大震災復興に向けた取組みに対する支援に積極的に取り組んでいくことが、地域に根ざした金融機関としての大きな責務であると認識しております。かかる責務を万全の体勢で果たす見地から、自らの資本基盤の更なる強化が重要であると考え、金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請に向けて検討を開始することといたしました。

2 公的資金の申請の内容

申請の金額、資金払い込みの時期等については、今般の「大震災」による影響等を慎重に見極めた上で決定してまいります。

(経営統合の延期)

当行と株式会社きらやか銀行は、平成22年10月26日付で「経営統合の検討開始に関する基本合意書」を締結し、平成23年10月を目処に共同して持株会社を設立する方式により経営統合を行うこと(以下「本件経営統合」という)を目指した協議を行ってまいりましたが、平成23年4月11日の両行取締役会において、本件経営統合を暫時延期することを決定いたしました。

1 本件経営統合延期の理由

平成23年3月11日に発生いたしました「大震災」により、両行が営業基盤としております東北地方においては、過去にない規模の甚大な被害がもたらされました。

このような状況下において、ともに地域に深く根ざす金融機関として、今般の「大震災」による被害からの復興に向け、地域経済に対する支援を最優先し、全力を尽くす必要があると考え、かかる必要性に照らし本件経営統合のスケジュールにつき両行間で協議を行った結果、本年10月に予定していた経営統合の時期を暫時延期することが妥当であるとの合意に至ったものです。

2 延期後の本件経営統合について

延期後の経営統合の時期につきましては、平成24年度中の可能な限り早い時期を目処としております。

なお、大震災復興支援の観点から両行で協力して対応できるものについては、経営統合に先行して、業務提携等の形態を通じて前倒しで実施していくことも検討してまいります。

(別途積立金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分)

平成23年6月29日開催の第90回定時株主総会において、別途積立金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分について決議いたしました。

1 別途積立金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的
平成23年3月期決算において計上いたしました繰越損失を一掃するとともに、今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保するためです。

2 別途積立金の額の減少の要領

会社法第452条の規定に基づき、別途積立金を取り崩し、繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する積立金の額

別途積立金	4,407百万円
(2) 増加する剰余金の額	
繰越利益剰余金	4,407百万円

3 資本準備金及び利益準備金の額の減少の要領

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を取り崩し、その他資本剰余金に振り替えるとともに、利益準備金を取り崩し、繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する準備金の項目及び額

資本準備金	5,875百万円
利益準備金	1,609百万円

(2) 増加する剰余金の項目及び額

その他資本剰余金	5,875百万円
繰越利益剰余金	1,609百万円

4 剰余金の処分の要領

会社法第452条の規定に基づき、上記のその他資本剰余金を減少し、繰越利益剰余金の欠損を補填するものであります。

この欠損補填により、繰越損失は一掃することができます。

(1) 減少する剰余金の項目及び額

その他資本剰余金	632百万円
(2) 増加する剰余金の項目及び額	
繰越利益剰余金	632百万円

5 資本準備金及び利益準備金の額の減少の日程

- (1) 取締役会決議日
平成23年5月13日(金曜日)及び
平成23年5月23日(月曜日)
- (2) 株主総会決議日
平成23年6月29日(水曜日)
- (3) 債権者異議申述公告
平成23年6月30日(木曜日)
- (4) 債権者異議申述最終期日
平成23年8月1日(月曜日)(予定)
- (5) 効力発生日
平成23年8月2日(火曜日)(予定)